

新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程(昭和41年港務局規程第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条第1項に規定する許可に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語は、別に定めるもののほか、法において用いる用語の例による。

(許可の特例)

第3条 法施行令(昭和26年政令第4号)第15条第3号の規定により委員長が指定する行為は、水域施設に定期旅客船用連絡栈橋、浮栈橋設置及び配管、ケーブルその他これに類する施設を設置するため水域の占有が必要となる場合であつて、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 当該施設設置の場所が、港湾計画に定められた当該水域施設の計画水深以上の深さにあるとき。
- (2) 当該水域施設を利用する船舶の航行、投錨等に対し、支障なくかつ安全な構造を有していると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が水域施設の安全かつ円滑な利用及び適正な管理に支障がないと認めるとき。

(許可申請)

第4条 法第37条第1項第1号、第2号又は第3号の許可を受けようとする者は、水域(公共空地)占有許可申請書(第1号様式)、土砂採取許可申請書(第2号様式)又は港湾施設建設(改良)許可申請書(第3号様式)を委員長に提出し許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る工事に着手したとき又は工事が竣功したときは、工事着手(竣功)届出書(第4号様式)を届け出なければならない。

(許可事項の変更)

第5条 前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、許可事項変更許可申請書(第5号様式)を委員長に提出し許可を受けなければならない。

(占有期間の更新)

第6条 第4条第1項の規定により、法第37条第1項第1号の許可を受けた者(以下「占有者」という。)が占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、期間満了の1月前までに水域(公共空地)占有期間更新許可申請書(第6号様式)を委員長に提出し許可を受けなければならない。

(占有権の承継)

第7条 占有者が死亡若しくは合併等をした場合においては、相続人又は合併後存続するもの若しくは合併により成立した者が占有権を承継することができる。

2 前項の規定により占有権を承継しようとするときは、事由発生の日から30日以内に水域(公共空地)占有承継届出書(第7号様式)を委員長に届け出なければならない。

(占有の廃止)

第8条 占有者は、占有期間が満了したとき又は占有を廃止したときは、水域(公共空地)占有廃止届出書(第8号様式)を直ちに委員長に届け出なければならない。

2 前項の届け出をした者は、施設又は工作物を撤去し、原状に回復しなければならない。

(占有料等)

第9条 占有者は、別表第1の占有料を納入しなければならない。

2 第4条第1項の規定により法第37条第1項第2号の許可を受けた者は、別表第2の土砂採取料を納入しなければならない。

3 第1項の占有料の額の算定は、占有の期間が1年未満の場合は月割をもつて計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算する(その額が100円に満たないときは100円とする。)

4 数量において、別表第1及び別表第2に定める単位に満たない端数を生じた場合は切り上げて計算する。

(占有料等の減免)

第10条 委員長は、特別の事由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、占有料及び土砂採取料(以下「占有料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(占有料等の徴収)

第11条 占有料等は、第4条第1項の許可をした際一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず占有の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分をその年度の当初に徴収する。

(占有料等の返還)

第12条 既に納めた占用料等は返還しない。ただし、委員長が許可を受けた者の責に帰すべき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(過怠金)

第13条 詐欺その他不正な行為により、占用料等の徴収を免れた場合その者から、免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に法第37条第1項第1号の占用の許可を受け、水域又は公共空地を占有している者に係る占用料の額及び徴収の期間の始期は、この規程の施行の日とする。

附 則(平成元年4月1日港務局規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日港務局規程第5号)

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日港務局規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月9日港務局規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月24日港務局規程第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(土砂採取料に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程別表第2の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の採取に係る土砂採取料について適用し、同日前の採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月25日港務局規程第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程別表第2の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の採取の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の採取の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(令和7年10月27日港務局規程第3号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新居浜港港湾区域内及び港湾隣接地域内の行為の規制に関する規程別表第2の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の採取の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の採取の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

(平20港務局規程1・一部改正)

水域(公共空地)占用料

占用目的	単位	金額	備考
工作物の設置	1平方メートル1年につき	100円	
電柱類の設置	鉄塔	1基1年につき	600円
	その他	1本1年につき	200円
管類の埋設置	径0.3メートル未満のもの	1メートル1年につき	50円 左記以外のものについては径が0.3メートルまで増すごとに50円を加算する。ただし、管類の被覆工作物については占用料は徴収しない。
電線類の架設	1メートル1年につき	4円	

別表第2(第9条関係)

(平元港務局規程2・平9港務局規程5・平26港務局規程1・令元港務局規程1・令7港務局規程3・一部改正)

土砂採取料

区分	単位	金額	備考
土砂	1立方メートルにつき	42.3円	
砂利	1立方メートルにつき	56.4円	
栗石	1立方メートルにつき	56.4円	

第1号様式(第4条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第1号様式(第4条関係)

{水 域}
{公共空地} 占用許可申請書

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

申請者 住 所
氏 名

港湾法第37条第1項第1号の {水 域}
{公共空地} 占用の許可を受けたいので、次のとおり申
請します。

場 所	新居浜市
目 的	
占 用 期 間	
数 量	
占 用 料	ご指示のとおり
工 事 期 間	
添付図書 (1) 占用必要理由書 (2) 工事実施方法説明書 (3) 利害関係人の同意書 (4) 位置図 (5) 平面図 (6) 断面図 (7) 構造図 (8) 求積平面図	

第2号様式(第4条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

土砂採取許可申請書

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

申請者 住 所
氏 名

港湾法第37条第1項第2号の土砂採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

場 所	新居浜市
目 的	
採 取 期 間	
採 取 量	
採 取 方 法	
添付図書 (1) 利害関係人の同意書 (2) 位置図 (2) 平面図 (4) 断面図	

第3号様式(第4条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

工 事 {着手} 届 出 書
 {竣工}

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

届出人 住 所
 氏 名

許可を受けた{工事に着手}した
 {工事が竣工}したので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 新居浜港務局指令第 号
許可を受けた 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 着 工 (竣工) 期 日	年 月 日
添付図書 (1) 許可書写 (2) 写 真	

第5号様式(第5条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第5号様式(第5条関係)

許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

申請者 住 所
氏 名

許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 新居浜港務局指令第 号
変更の内容	(変更前) (変更後)
工事期間	
添付図書 (1) 変更必要理由書 (2) 工事实施方法説明書 (3) 利害関係人の同意書 (4) 位置図 (5) 平面図 (6) 断面図 (7) 構造図	

第6号様式(第6条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第6号様式(第6条関係)

{水 域}
{公共空地} 占有期間更新許可申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜港務局委員会委員長

申請者 住 所
氏 名

{水 域}
{公共空地} 占有期間更新の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 新居浜港務局指令第 号
許可を受けた 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更新しようと す る 期 間	
添付図書 (1) 許可書写 (2) 位置図 (3) 平面図 (4) 断面図 (5) 構造図 (6) 求積平面図	

第7号様式(第7条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第7号様式(第7条関係)

{水 域}
{公 共 空 地} 占 用 承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

届出人 住 所
氏 名

{水 域}
{公共空地} 占用を承継したので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 新居浜港務局指令第 号
旧 占 用 者 の 住 所 氏 名	
承 継 の 年 月 日	年 月 日
添付図書 (1) 承継理由書 (2) 許可書写	

第8号様式(第8条関係)

(平18港務局規程3・平26港務局規程1・一部改正)

第8号様式(第8条関係)

{水 域}
{公 共 空 地} 占 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

(宛先)新居浜港務局委員会委員長

届出人 住 所
氏 名

{水 域}
{公共空地} 占用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 新居浜港務局指令第 号
許可を受けた 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 し た 理 由	
原 状 回 復 の 状 態	
添付図書 (1) 許可書写	